

(別添1)

労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づく危険性
又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示

危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条の2
第2項の規定に基づき、危険性又は有害性等の調査等に
関する指針を次のとおり公表する。

平成18年3月10日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 1 名称 危険性又は有害性等の調査等に関する指針
- 2 趣旨 本指針は、労働安全衛生法第28条の2第1項
の規定に基づく措置の基本的な考え方及び実施事項
について定めたものであり、その適切かつ有効な実
施を図ることにより、事業者による自主的な安全衛
生活動への取組を促進することを目的とするもので
ある。
- 3 内容の閲覧 内容は、厚生労働省労働基準局安全衛
生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務
課において閲覧に供する。
- 4 その他 本指針は、平成18年4月1日から適用する。